告示

埼玉県告示第八百六十五号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和七年十一月十八日

埼玉県知事　大　野　元　裕

病院		
名称	所在地	撤回日
ほしあい眼科・内科	埼玉県さいたま市緑区美園六丁目九番地十	令和七年八月三日

f0327dd962e947aec74f14a8b3c1900e